

**修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準
委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」
に対する意見**

平成 29 年 2 月 2 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、**IFRS** のエンドースメント手続の実施に対する、企業会計基準委員会の継続的な努力に敬意を表すとともに、このたび公表された修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

当協会は、国際財務報告基準（**IFRS**）の設定主体である国際会計基準審議会（**IASB**）及び **IFRS** 財団の活動に対し、**IASB** の前身である国際会計基準委員会（**IASO**）の創設以来、約 40 年にわたり深く関与しており、その活動を継続的に支持している。また、**IFRS** 財団の目的である、高品質で容易に理解でき、かつ執行可能性を持った、グローバルに受け入れられる単一の財務報告基準の作成を支持している。さらに、**IFRS** 財団の究極の目的は、**IASB** が策定した **IFRS**（以下「**IFRS**」という。）が修正されることなくアドプションされることであると理解している。

当協会は、我が国における **IFRS** のエンドースメント手続は、**IFRS** の任意適用の積上げ及び **IFRS** に対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、初度エンドースメント手続における公開草案に対する意見（平成 26 年 10 月 31 日）でも述べたように、**IFRS** のエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。

当協会としては、引き続き「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとし、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であるかを慎重に検討することを希望する。

前文を前提として検討した結果、本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。

以　上